

- 注1 1、9、17、26、28、30、32、34 及び 36 の欄は、無線局事項書に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載し、携帯移動地球局又は設備規則第54条の3第1項若しくは第2項においてその無線設備の条件が定められている地球局について第15条の2の2第2項（同条第3項、第16条の2第6項及び第25条第7項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。
- 2 工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。
- 3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付け、番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。
- 4 3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- 5 4の欄は、次によること。
- (1) 多重無線設備（ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。）の場合に限り記載すること。
- (2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。また、時分割多重方式以外の無線設備にあつては、その通信路容量と通信路実装数（通信路容量と同一でない場合に限る。）を「96ch（48ch）」のように記載し、この場合において、テレビジョン中継に使用するためのものにあつては、映像及び音声の別にチャンネル数を併せて記載すること。なお、通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては、電話通信路に換算した数を記載することができる。
- (3) 放送衛星局及び放送衛星試験局（以下この注において「放送衛星局等」という。）のうちデジタル放送を行うものを通信の相手方とする地球局の無線設備にあつては、(1)及び(2)の規定によらず、通信の相手方とする放送衛星等における放送の種別ごとのチャンネル数及び符号分割多重数（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）、1秒におけるシンボル数（同令第5章並びに第6章第3節及び第5節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）又は1秒における伝送容量（同令第6章第2節及び第4節に規定するデジタル放送を行う放送衛星局等を通信の相手方とする地球局の場合に限る。）の合計値を記載すること。
- 6 5の欄は、次によること。
- (1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式（占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。）及び周波数の範囲を記載すること。
- （記載例）
「32K0 G7W 3401MHz から 4199MHz まで 1kHz 間隔 300波」
- (2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

- (3) 送信出力制御量の欄は、天候に応じて送信出力の制御を行う場合に限り、その最大の制御量 (dB) を記載すること。
 - (4) 低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
 - (5) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。
 - (6) 変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
 - (7) クロック周波数の欄は、発射可能な電波の型式及び周波数の範囲別にクロック周波数を Hz 単位で記載すること。
 - (8) エネルギー拡散周波数偏移量の欄は、TV—FM 回線又は MCPC—FM 回線の伝搬路を使用する場合に限り、エネルギー拡散周波数偏移量を最大値で記載すること。
 - (9) 最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が 15GHz 以下の場合には当該搬送波のうち最大の電力密度の 4 kHz 帯域幅を、15GHz を超える場合は最大の電力密度の 1 MHz 帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を 1 Hz 当たりにした値を記載すること。
 - (10) 最大等価等方輻射電力の欄は、携帯移動地球局に限り記載すること。ただし、設備規則第 49 条の 18 においてその無線設備の条件が定められている携帯移動衛星データ通信を行う無線局については、記載を要しない。
 - (11) 型式又は名称の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の型式又は名称を記載すること。ただし、携帯移動地球局にあつては、記載を要しない。
 - (12) 適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
 - (13) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。また、第 15 条の 2 の 2 第 2 項の規定により申請又は届出をする場合には、無線局ごとに製造番号を記載すること。ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
- 7 6 の欄は、次によること。
- (1) 区別の欄は、送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合は、□にレ印を付けること。
 - (2) 等価雑音帯域幅の欄は、宇宙物体から申請に係る無線局までの当該衛星回線に係る等価雑音帯域幅 (MHz) を記載すること。
 - (3) 低雑音増幅部の欄は、利得又は雑音温度を記載すること。ただし、当該雑音温度の値を受信機の雑音温度の値に加算して記載する場合は、記載を要しない。
 - (4) 通過帯域幅の欄は、次によること。
 - ア 受信周波数が 470MHz 未満の場合は、中間周波数における 6 dB 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。
 - イ 受信周波数が、470MHz 以上の場合は、中間周波数における 3 dB 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ 中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

- (5) 雑音温度の欄は、「何K」のように記載すること。
- 8 7の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- 9 8の欄は、無線局事項書の無線設備の設置場所の欄に記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- 10 10の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付すこと。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線等の損失が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「N-SAT-110 向け」のように記載すること。
- 11 11の欄は、次によること。ただし、設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局にあつては、空中線型式等の欄、利得の欄並びに口径及び追尾の方式の欄のみを記載し、それ以外の携帯移動地球局にあつては、全ての欄の記載を要しない。
 - (1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
 - (2) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、船舶地球局の場合は、地上高の欄に最高満載喫水線から空中線の輻射体の中心までの高さを記載し、移動する無線局（船舶地球局を除く。）の場合は、記載を要しない。
 - (3) 利得の欄は、該当する欄に、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものだけに限り記載し、絶対利得で記載すること。この場合において、当該空中線がレドームに収容されているものであるときは、レドームの損失を利得の値から減じて記載すること。
 - (4) 口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
 - (5) 雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注7(3)に準じて記載すること。
 - (6) 方位の欄及び仰角の欄は、固定する無線局に限り記載し、通信の相手方が対地静止衛星に開設された無線局である場合はその方向について、対地静止衛星以外の人工衛星に開設された無線局である場合は運用する方向の範囲について、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその方位角及び送信空中線の最大輻射の方向の仰角をそれぞれ記載すること。
 - (7) 電力半値ビーム幅の欄は、無指向性空中線、成形ビーム空中線又はマルチビーム空中線以外の空中線を使用する場合に記載すること。ただし、地球局は記載を要しない。
 - (8) ポインティング損失の欄は、受信における衛星追跡誤差による損失（dB）の最大値を記載すること。

- (9) 空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。
- (10) 追尾の方式の欄は、次によること。
- ア コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- イ 指向確度の欄は、その値を記載すること。
- ウ 可動範囲の欄は、方位角と仰角の別に可動できる範囲をそれぞれ記載すること。
- 12 12の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが1キロメートル以上のものに限り記載すること。
- 13 13の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように35の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、34及び35の欄の記載を要しない。
- 14 14の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。
- 15 15の欄は、次によること。
- (1) 送信の欄は、当該地球局から通信の相手方である人工衛星局等（放送衛星局、放送衛星試験局及び宇宙局を含む。以下この別表において同じ。）までの特性を加味した空中線の交差偏波識別度の値を記載すること。
- (2) 受信の欄は、通信の相手方である人工衛星局等から当該地球局までの空中線における交差偏波識別度の値を記載すること。
- 16 16の欄は、空中線系番号の別に、次によること。
- (1) 電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺を記載すること。
- (2) 26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、口径、水平部、垂直（傾斜）部及び引込み部のそれぞれの長さを記載すること。
- (3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。
- 17 18の欄は、無線局種別等コード表により記載すること。
- 18 19の欄は、航空機地球局の場合、必要があれば共通予備装置の欄を記載すること。その記載にあつては、装置の区分に従い、第2条第6項第1号の装置について記載すること。
- 19 20の欄は、電波の発射を停止させる装置を有する場合、□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。この場合において、2以上の人工衛星局等の電波の発射を停止させるものであるときは、当該人工衛星局等の別に記載すること。
- 20 21の欄は、制御信号を受信した場合に限り送信を開始する機能を有する場合には、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。
- 21 22の欄は、発振回路に故障が生じた場合において、自動的に電波の発射を停止する機

能を有する場合は、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。ただし、第 15 条の 3 第 4 項（第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定が適用されることとなる場合は、前項及び同項に関する記載を省略することができる。

22 23 の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第 3 章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

23 24 の欄は、添付図面として、無線設備系統図、機器配置図、電源系統図及びブロッキングチャートを添付し、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1) 無線設備系統図は、電力増幅器、変復調器等を含めて記載した送信機及び受信機並びに空中線系の接続系統を記載すること。ただし、13 の欄において「-」を記載した場合は無線設備系統図の添付を要しない。また、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。

(2) 機器配置図は、次によること。ただし、放送を行う無線局、船舶地球局及び航空機地球局以外の無線局は添付を要しない。

ア 放送を行う無線局

送信所の平面図に無線設備の機器の配置を記載すること。

イ 船舶地球局及び航空機地球局

船舶又は航空機の平面図及び側面図を記載すること。また、船舶地球局の場合にあつては空中線、通信室、機械室及び電池室等の位置を、航空機地球局の場合にあつては機器の配置場所及び空中線の位置を併せて記載すること。

(3) 電源系統図については、船舶地球局及び航空機地球局に限り、当該無線設備に係る電源設備について、種別、方式、規格、数量及び電力配分その他参考事項を記載すること。ただし、電気通信業務を行う地球局の場合は、添付を要しない。

(4) ブロッキングチャートについては、空中線（インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。ただし、次の義務設備に限り添付すること。

ア 施行規則第 28 条第 7 項、第 8 項及び第 10 項の規定により、短波帯の無線設備の機器の代わりに備えるインマルサット船舶地球局の無線設備

イ 施行規則第 28 条の 5 第 3 項の規定により、予備設備として備えるインマルサット船舶地球局の無線設備

ウ 施行規則第 28 条第 9 項に規定されるインマルサット高機能グループ呼出受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備

24 25 の欄は、次によること。

(1) 第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 第 1 項（同条第 2 項、第 16 条の 2 第 6 項及び第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により、工事設計の全部又は一部の記載を省略する場合は、その旨及び第 15 条の 3 第 1 項ただし書の規定による場合は既に申請を提出した総合通信局の名称を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号、識別信号等を

記載すること。

- (2) 設備規則別表第3号の40の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅（BN）及び平均電力（P）の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。

25 27の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、当該無線局の通信の相手方となる人工衛星（宇宙物体を含む。以下この注において同じ。）が、他の人工衛星と区別できる特有の当該人工衛星の名称を「何衛星」のように記載すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。
- (2) 人工衛星の軌道又は位置の欄は、「東経100度」又は「傾斜角60° 遠地点900km 近地点450km 周期1800分」のように記載すること。
- (3) 総合伝送利得の欄は、通信の相手方となる人工衛星局等がヘテロダイン中継装置を使用する場合に限り記載し、人工衛星局等の受信空中線の出力部から申請に係る無線局の受信空中線の出力部までの伝送利得の総合値を記載すること。
- (4) 衛星回線雑音温度の欄は、通信の相手方となる人工衛星局等がヘテロダイン中継装置を使用する場合に限り記載し、当該人工衛星局等から申請に係る地球局、船舶地球局又は航空機地球局までの最低の等価衛星回線雑音温度を記載すること。
- (5) 空中線系番号の欄は、人工衛星の名称、人工衛星の軌道又は位置、総合伝送利得及び衛星回線雑音温度の関連付けができるように10の欄に対応した空中線系番号を記載すること。
- (6) 移動する無線局の場合は、(3)から(5)までの記載を要しない。
- (7) 回線設計書を添付する場合には、(3)及び(4)の記載を要しない。

26 29の欄は、10の欄の空中線系番号の別に次によること。

- (1) 空中線系番号の欄は、10の欄の番号と関係付けて記載すること。
- (2) 水平面又は垂直面の別の欄は、該当する欄の□にレ印を付けること。
- (3) 角度の欄及び減衰量の欄は、指向主軸を含む平面内指向特性を、垂直方向から指向主軸の方向を中心として、±90度の範囲の指向特性を一度以上の精度で記載すること。なお、記載が困難な場合は、補足事項の欄の□にレ印を付し、これに準じた適宜な方法によることができる。

27 31の欄は、次によること。ただし、移動する無線局（地球局は除く。）の場合は、記載を要しない。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注25(1)に準じて記載すること。
- (2) 周波数帯の欄は、「5.8GHzから6.4GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。
- (3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。
- (4) ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。
- (5) 中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。
- (6) 周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数間隔を区別して記載すること。

- (7) 偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
- (8) 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- (9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の 22 の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

28 33 の欄は、次によること。

- (1) 人工衛星の名称の欄は、注 25(1)に準じて記載すること。
- (2) アップリンク／ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。
- (3) 回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「姿勢制御」のように記載すること。
- (4) 周波数帯の欄は「3.4GHz から 4.2GHz 帯」又は「Ku 帯」のように記載すること。
- (5) 地球局の形態の欄は、無線通信規則第 1 条において使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。
- (6) 移動する無線局の場合は、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された移動する地球局と無線通信回線の構成が同一であるときは、その旨及び当該移動する地球局の免許番号を補足事項の欄に記載して、当該情報を省略することができる。

29 35 の欄は、次により記載すること。

- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
- (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
- (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
- (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
- (5) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

30 37 の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。ただし、27 の欄と同じとなる場合には、記載を省略することができる。

- (1) 対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。）

（記載例） 対地静止衛星軌道 東経 135° 緯度の変動幅 ±0.2° 経度の変動幅 ±0.1°

- (2) 対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）並びに軌道の種類（無線局種別等コード表により記載することができる。）

31 38 の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

(1) 打上げ予定時期

(2) 無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数

(3) 当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間

32 39 の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

(記載例) 何地球局 何国何州何市内

33 40 の欄は、日本において運用される無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

(記載例) 何地球局 回線制御 周波数割当 何回線 何国何州何市内

34 41 の欄は、無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

(1) 本邦内において運用される無線局の制御手順及び制御の系統

(2) 本邦内において運用される無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例) 何施設 衛星資源割当て、網管理 何国何州何市内

(3) 申請者又は免許人が実施可能な無線局の制御の項目（契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。）

(記載例) 電波の発射（開始、停止）、使用チャネルの選択、空中線電力の制御

35 42 の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国（沖縄県を除く。）」、「〇〇総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

36 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

37 適合表示無線設備の場合は、4 の欄、5 の欄（発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。）及び 25 の欄の記載を省略し、当該機器に係る添付図面（ブロッキングチャートを除く。）は添付しないこと。

38 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

39 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

40 工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

41 第 2 条第 3 項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。